

県が締結する契約に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第2号の規則で定めるもの）

第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

（条例第7条第4号の規則で定める者）

第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員
- （2） 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

◆新旧対照表

修正前	修正後
<p>（基本理念の実現を図るために県が取りまとめる事業者の取組）</p> <p>第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する随意契約のうち、事前に企画の競争を行うものにおいて、条例第3条第2項各号に掲げる取組の推進に関する事項について、当該企画競争への参加の要件とし、又は契約の相手方の評価の基準として設定することができるものとする。</u></p> <p>（被保険者の資格の取得に係る届出を要する者）</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、<u>受注者及び下請負者等のうち、同号に掲げる規定による届出をしなければならない者であって、同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をしなければならない者並びに同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をした者以外の者とする。</u></p>	<p>（条例第6条第2号の規則で定めるもの）</p> <p>第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の<u>実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。</u></p> <p>（条例第7条第4号の規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、<u>次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> （1） <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員</u> （2） <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者</u>

◆規則案の修正理由について

【第2条関係】

- 随意契約において、いわゆる「企画競争随意契約」のほかに評価基準を設定することができる契約が生じた場合に対応できるよう、文言表現を整理したこと。

【第3条関係】

- 条例第7条第4号に掲げる国民健康保険法及び国民年金法の規定により、届出義務のある者を明示する表現に修正したこと。
- 次のとおり、「うち、同号に掲げる規定・・・届出をした者」は、法律上対象から除外されており、条例で除く必要がないことから、「うち、同号に掲げる規定・・・届出をした者以外の者」を削る修正をしたこと。
 - (1) 国民健康保険法第6条第1号の規定により、健康保険法の被保険者（任意継続被保険者を含む。）は、国民健康保険の被保険者から除外されていること。
 - (2) 国民年金法附則第7条の4第1項において、「第2号被保険者」（被用者年金各法*の被保険者、組合員又は加入者）に同法第12条の規定を適用しないこととしており、国民年金法第12条第1項の届出の対象から、厚生年金保険法の被保険者が除外されていること。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（被保険者）

第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者

国民年金法（昭和34年法律第141号）

（被保険者の資格）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）
- (2) 被用者年金各法*の被保険者、組合員又は加入者（以下「第2号被保険者」という。）
- (3) 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

（届出）

第12条 被保険者（第3号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

附 則

第7条の4 第2号被保険者については、第12条及び第105条の規定を適用しない。

* 「被用者年金各法」とは、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の4法律をいう。

県が締結する契約に関する条例の逐条説明（第6条及び第7条関係）

（基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等）

第6条 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。

（1） 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組

（2） 第3条第2項各号に掲げる取組（事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるもの¹その他規則で定めるもの²に限る。）を促進するための県の取組

【趣旨】

本条は、県が、労使関係団体や庁内関係部局等からの意見聴取結果等を踏まえて、県の契約制度を通じて実施する基本理念の実現を図るための取組を取りまとめ、その結果を県の契約制度に適切に反映することを規定するものである。

なお、県は、この取りまとめ結果について、第9条から第16条までに規定する岩手県契約審議会において審議を行うものである。

【解説】

- 1 「事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるもの」とは、事業者における第3条第2項各号に掲げる取組のうち、一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格要件とすることができる取組、総合評価一般競争入札の落札者決定基準として設定できる取組を意味する。

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 11

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第 167 条の 5 第 1 項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 167 条の 10 の 2

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 「その他規則で定めるもの」とは、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格とすることができる取組に準じ、同様に、県が基本理念の実現を図るために取りまとめて促進する取組の対象について、規則で定めることができることとしたものである。

条例施行規則第 2 条

(条例第 6 条第 2 号の規則で定めるもの)

第 2 条 条例第 6 条第 2 号の規則で定めるものは、事業者における条例第 3 条第 2 項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

【趣旨】

基本理念の実現を図るために県が取りまとめる対象として、条例第 6 条第 2 号に規定する一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格要件とすることができる取組、総合評価一般競争入札の落札者決定基準として設定できる取組に加え、随意契約であって、いわゆる企画競争随意契約（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、契約の相手方を選定する契約方法）などにおいて、企画の競争への参加条件又は評価基準などの評価の基準として設定することができる取組を、県が取りまとめる取組の対象に加えるものである。

(受注者及び下請負者等の法令遵守)

第7条 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）¹をすること。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

【趣旨】

本条は、第3条第1項第3号に規定する労働者の適正な労働条件の確保を実現するために、受注者及び下請負者等は、賃金及び社会保険に関する法定最低賃金額以上の賃金の支払いや社会保険・雇用保険に関する届出について遵守しなければならないことを定めたものである。

県契約においても、当然関係する法令は当然遵守されなければならないものであるが、この条例では、特に、これらの事項は、労働者の労働条件の確保を図るうえで基本となる重要な事項であり、かつ、法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であり、その遵守状況を確認することにより条例の実効性を担保することができるものであることから、これらの事項が遵守すべき事項として規定されたものである。

最低賃金法

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたと

きは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- (2) 試の使用期間中の者
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- (4) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

労働基準法

(定義)

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

健康保険法

(届出)

第48条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

厚生年金保険法

(届出)

第27条 適用事業所の事業主又は第10条第2項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた70歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「70歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（70歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

国民健康保険法

(届出等)

第9条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

(準用規定)

第22条 第9条（第12項から第14項までを除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第1項から第9項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第10項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第3項の規定により市町村

が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)及びその世帯に属する被保険者、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第88条第2項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)」とあるのは「組合員(第3項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)」と、「世帯の世帯主」とあるのは「世帯の組合員」と、同条第11項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

国民年金法

(届出)

第12条 被保険者(第3号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を市町村長に届け出なければならない。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(保険関係の成立の届出等)

第4条の2 前2条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

雇用保険法

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業(同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

【解説】

- 1 県契約による工事等の業務に従事する労働者について、皆保険、皆年金を図るため、健康保険及び厚生年金の対象者及び加入済の者を除き、国民健康保険及び国民年金への加入を図る必要がある。

「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条第1項の規定

による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）」とは、健康保険及び厚生年金の対象者等を除く国民健康保険法及び国民年金法による届出の遵守義務を課すべき具体的な者について、規則で定めることとしたものである。

条例施行規則第3条

（条例第7条第4号の規則で定める者）

第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員
- （2） 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者

【趣旨】

常用労働者が5人未満の個人事業主・一人親方のうち、健康保険・厚生年金保険に任意加入していない受注者等は、健康保険法、厚生年金保険法の適用がない受注者等であり、国民健康保険法及び国民年金法が適用される。

そのような健康保険法、厚生年金保険法の適用がない受注者等のうち、国民健康保険法及び国民年金法の規定により被保険者の届出義務がある者は、次の(1)又は(2)に該当する受注者等である。

そのため、条例第7条第4号の規定により、規則で定める者を、次の(1)又は(2)に該当する受注者等と定め、これらの者は、国民健康保険法及び国民年金法の規定による被保険者の資格の取得に係る届出について、遵守しなければならないこととするものである。

- (1) 国民健康の被保険者の世帯主又は国民健康保険組合の組合員
- (2) 国民年金の第1号被保険者

◆受注者及び下請負者等（以下「受注者等」という。）の法令遵守について（条例第7条第2号～第4号関係）

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	条例第7条各号の適用範囲		届出義務のある受注者等	適用
法人	1人～	常用労働者	健康保険法（第2号）、一部国民健康保険（第4号）※1	厚生年金保険法（第3号）	全受注者等 （※1の場合は、※2）	条例
	—	役員等				
個人事業主	5人～	常用労働者	健康保険・任意加入（第2号）	厚生年金・任意加入（第3号）	被保険者の世帯主又は国民健康保険組合の組合員である受注者等※2 第1号被保険者である受注者等 被保険者の世帯主又は国民健康保険組合の組合員である受注者等※2 第1号被保険者である受注者等	規則
	1人～4人	常用労働者	国民健康保険（第4号） （健康保険法適用者以外）			
			国民年金（第4号） （厚生年金適用者以外）			
	—	個人事業主、一人親方	国民健康保険（第4号） （健康保険法適用者以外）			
			国民年金（第4号） （厚生年金適用者以外）			

※1 法人や常時5人以上の労働者を使用している個人事業主が、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

※2 常用労働者が5人未満の個人事業主については、健康保険・厚生年金保険に任意加入の場合以外は、健康保険法、厚生年金保険法の規定の適用がなく、国民健康保険法及び国民年金法の規定が適用される。

また、常用労働者が5人未満の個人事業主・一人親方のうち、健康保険・厚生年金保険に任意加入していない受注者等（健康保険法、厚生年金保険法の適用がない受注者等）であって、国民健康保険法及び国民年金法の規定により被保険者の届出義務がある者は、次の(1)又は(2)に該当する受注者等である。

そのため、条例第7条第4号の規定に基づく規則第3条の規定により、次の(1)又は(2)に該当する受注者等は、国民健康保険法及び国民年金法の規定による被保険者の資格の取得に係る届出について、遵守しなければならないこととするものである。

- (1) 国民健康保険の被保険者の世帯主又は国民健康保険組合の組合員
- (2) 国民年金の第1号被保険者